

被災者生活再建支援金の支給対象が拡充されました

～損害割合※が30%台の方も支給対象となります～



※住宅の主要な構成要素の経済的被害の、住家全体に占める割合

被災者生活再建支援制度の内容

新たに「中規模半壊」が支給対象となりました

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(注意) 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。

中規模半壊について

○自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯については、「中規模半壊世帯」として、新たに支援金の支給対象となります。

○災害による被害の程度を証明する書面(「罹災証明書」といいます)に記載される住宅の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」または「中規模半壊」とされている場合、支援金の申請を行ってください。

< 罹災証明書の例 >

お手続きの流れ

※ 住宅の建設、購入、補修又は賃借を行う場合
(既に行っている場合を含む)

罹災証明書の申請・交付 (住宅の被害の程度を確認)

市町村へ被災者生活再建支援金の申請

被災者生活再建支援金の受取

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお願いいたします。
〇〇県△△市□□課 担当：支援金太郎 (TEL: 0000-00-0000)

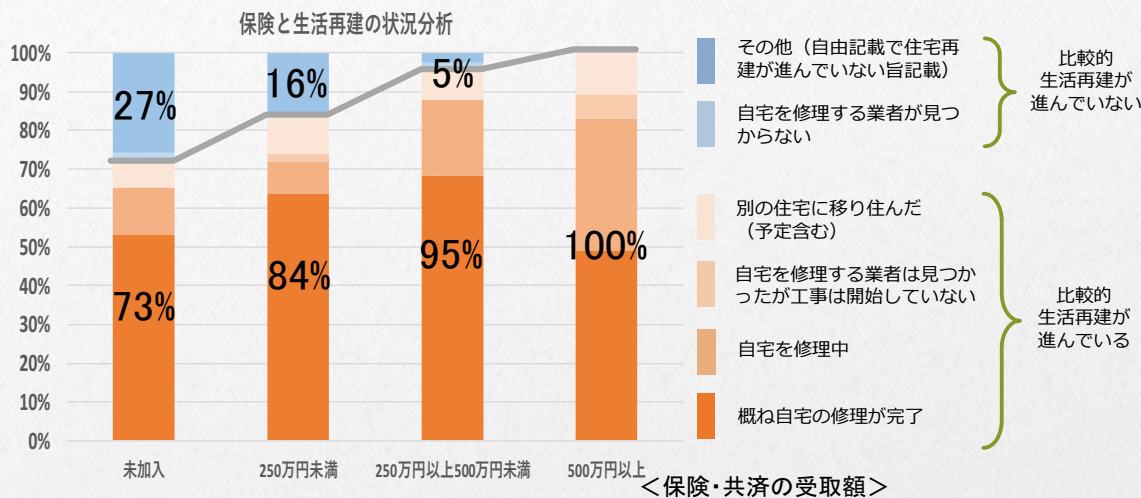
いざというときに備えて保険・共済に加入しよう

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に参加している方も補償対象・内容が十分か見直してみましよう。

保険・共済に参加していることで速やかな生活再建が期待できます

全国知事会等の実務者で構成された「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告（令和2年7月30日）では、「被災後の生活再建のためには、保険・共済に参加する等の「自助」の取組が重要である」とされています。

*保険・共済に参加されている方々は、生活再建の進んでいる割合が高くなっています。



令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計（n=250）

☆速やかな生活再建には、保険・共済に参加する等の取組が大切です。

ご加入されている保険・共済の補償内容をご確認ください

保険・共済に参加することで、災害による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。



台風・暴風雨



土砂災害



洪水



突風・竜巻



大雪



地震



津波



火山の噴火

など

**補償される範囲は、どの保険・共済に参加するかによって異なります
(詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう)**

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前提となるので、個々の共済団体にご確認ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震、津波、火山の噴火は補償されませんので、それらに備えるためには、「地震保険」を付帯する必要があります。



内閣府 協力：全国知事会